

競争的資金事業実施規程

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）が実施する競争的資金をはじめとする研究資金に係る事業についてその方針を定め、もって業務の適正な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において事業とは、次に掲げる研究資金に係る事業をいう。

- 一 新技術・新分野創出のための基礎研究推進事業
- 二 新事業創出研究開発事業
- 三 生物系産業創出のための異分野融合研究支援事業
- 四 イノベーション創出基礎的研究推進事業
- 五 攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業
- 六 革新的技術創造促進事業
- 七 戦略的イノベーション創造プログラム

(透明性・公正性の確保)

第3条 農研機構は、生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研センター」という。）が実施する事業の透明性・公正性を確保するため、事業に関する事項について、生研センターの中立性を確保しなければならない。

(権限の委任)

第4条 理事長は、事業の運営に関する権限を、生物系特定産業技術研究支援センター所長（以下「所長」という。）に委任する。

(試験研究期間)

第5条 事業において実施する試験研究の実施期間は、事業の目的及び試験研究の内容に応じ、5年以内とする。ただし、生研センターが特に必要があると認める場合には、6年とすることができる。

(研究機関又は課題の募集)

第6条 生研センターは、事業において実施する試験研究の決定に際し、事業ごとに試験研究を実施する研究機関又は課題を募集する。

2 生研センターは、前項の募集に当たり、次に掲げる事項を事前に公表する。

- 一 応募資格
- 二 試験研究費の規模

- 三 採択予定研究機関数又は課題数
- 四 募集期間
- 五 その他必要な事項

(応募)

第7条 事業に応募しようとする者は、試験研究及び試験研究を行う研究者に関する必要事項を記載した提案書その他指定する書類を、生研センターに提出しなければならない。

2 事業に応募しようとする者は、生研センターが定める資格要件を有していなければならない。

3 第2条第5号から第7号までに掲げる事業において実施する試験研究については、複数の研究機関等で構成される研究グループが共同で実施することができる。この場合における第1項の応募は、当該研究グループを代表する研究機関等（以下「代表機関」という。）が行うものとする。

(研究機関又は課題の決定)

第8条 生研センターは、前条の規定により応募があったものの中から適切なものを、事業ごとにその実施する研究機関又は課題（以下「採択課題等」という。）として決定する。

2 生研センターは、前項の決定に当たっては、その公正かつ適正を期するため、組織規程（13規程第2号）第422条第1項の規定に基づき設置する選考・評価委員会（以下「選考・評価委員会」という。）に諮るものとする。

(決定等の通知)

第9条 生研センターは、第7条の規定により応募をした者に対し、その選考の結果を通知する。

(委託試験研究契約等)

第10条 生研センターは、毎事業年度（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第36条第1項に規定する事業年度をいう。以下同じ。）、採択課題等に係る試験研究を実施する研究機関（研究グループにあっては代表機関。以下「受託機関」という。）との間で、試験研究の委託に関する契約（以下「委託試験研究契約」という。）を締結する。ただし、第2条第4号から第7号までに掲げる事業にあっては、採択課題等に係る試験研究の実施期間を対象とした複数年度契約によることができる。

2 受託機関は、前条の規定による通知を受けた後、委託試験研究契約の締結前までに、当該試験研究の計画（以下「試験研究計画」という。）を作成し、生研センターに提出しなければならない。この場合において、受託機関が研究グループである場合は、代表機関が当該研究グループに参画する他の研究機関等の試験研究計画を取りまとめて提出しなければならない。

3 生研センターは、前項の試験研究計画を踏まえ、採択課題等に係る試験研究費の額を

決定する。

- 4 前各項に定めるもののほか、委託試験研究契約の締結等に関し必要な事項は、別に定める。

(試験研究内容の変更)

第11条 受託機関は、委託試験研究契約の締結後において、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、あらかじめ当該試験研究の内容等を変更する旨を生研センターに申請し、その承認を受けなければならない。

- 一 試験研究の内容の重大な変更をしようとするとき。
- 二 試験研究を実施する研究者を変更しようとするとき。

- 2 生研センターは、前項の申請を受けたときは、次の各号のいずれかに合致する場合、承認するものとする。

- 一 試験研究の内容の重大な変更にあつては、採択課題等の趣旨を逸脱しないと認められる場合に限る。
- 二 試験研究を実施する研究者の変更にあつては、採択課題等に係る試験研究を実施する研究者の交代、増員又は減員を行う場合であつて、試験研究の遂行上必要かつやむを得ないと認められる場合に限る。

- 3 生研センターは、第1項の承認に際して、必要な条件を付することができる。

(試験研究の中止等)

第12条 受託機関は、委託試験研究契約の締結後において、当該委託に係る試験研究を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその旨を生研センターに申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 生研センターは、委託試験研究契約の締結後であっても、受託機関が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該委託に係る試験研究を中止し、又は廃止することができる。ただし、当該委託に係る試験研究のうち既に経過した期間に係る実施部分については、この限りではない。

- 一 受託機関から前条第1項の規定による変更する旨の申請があつた場合において、前条第2項の要件に合致しないとき。
- 二 受託機関が前条第3項の規定により付した条件に違反したとき。
- 三 受託機関が委託試験研究契約に違反したとき。

- 3 生研センターは、前項の規定により委託に係る試験研究を中止し、又は廃止したときは、その旨を速やかに受託機関に通知する。

(試験研究費の返還)

第13条 生研センターは、前条及び第15条第5項の規定により委託に係る試験研究を中止し、又は廃止した場合には、既に支出した試験研究費のうち当該中止し、又は廃止した日における使用未済金額について、受託機関から返還させるものとする。

- 2 生研センターは、前項の規定により試験研究費を返還させるときは、期限を定めて受託機関に返還を請求する。

(成果の報告)

第14条 生研センターは、受託機関又は採択課題等に係る試験研究を実施した研究者（以下「受託機関等」という。）に対し、毎事業年度、試験研究の終了後遅滞なく、採択課題等に係る試験研究の成果に関する報告書（以下「試験研究成果報告書」という。）を提出させるものとする。

(成果の評価)

第15条 生研センターは、毎事業年度、採択課題等に係る試験研究の成果についての評価又は点検（以下「評価」という。）を行う。

- 2 生研センターは、評価を行うに当たっては、選考・評価委員会に諮るものとする。
- 3 生研センターは、評価を行うに当たっては、受託機関等に対し、評価に必要な事項を報告させ、又は資料を提出させることができる。
- 4 生研センターは、評価を踏まえ、翌事業年度における採択課題等に係る試験研究費の額を決定することができる。
- 5 生研センターは、評価を踏まえ、必要に応じ、試験研究計画を変更させ、又は試験研究を廃止することができる。

(成果の取扱い)

第16条 生研センターは、採択課題等に係る試験研究の成果について、特許登録、実用新案登録、意匠登録、商標登録、回路配置利用権の設定登録、著作物の登録及び品種登録の出願又は申請（以下「出願等」という。）、当該出願等に係る特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、著作権及び育成者権（以下「知的財産権」という。）を受ける権利を受託機関と共有するものとする。ただし、受託機関が、次の各号のいずれにも該当する場合には、当該知的財産権を受ける権利の全てを受託機関に帰属させることができる。

- 一 委託に係る試験研究の成果に係る知的財産権の出願等を行ったとき、及び設定の登録等を受けたときは、遅滞なく、生研センターにその旨を報告することを受託機関が約すること。
 - 二 主務大臣（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成11年法律第192号）第22条第1項に規定する主務大臣をいう。以下同じ。）の要請に応じて、生研センターが公共の利益等のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権又は出願中の発明考案等（以下「知的財産権等」という。）を、実施又は利用する権利を農研機構又は農研機構が指定する者に許諾することを受託機関が約すること。
 - 三 当該知的財産権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合であって、主務大臣の要請に応じて、生研センターが当該知的財産権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときには、当該知的財産権等を実施し、又は利用する権利を第三者に許諾することを受託機関が約すること。
- 2 受託機関は、前項の規定にかかわらず、委託に係る試験研究により納入した著作物に

係る著作権について、生研センターによる当該著作物の利用に必要な範囲において、生研センターが利用する権利及び生研センターが第三者に利用を許諾する権利を、生研センターに許諾したものとする。

(成果の発表)

第17条 生研センターは、採択課題等に係る試験研究の終了後（第10条第1項ただし書の規定により複数年度契約によるものにあつては、毎事業年度終了後）に、当該試験研究の成果を公表する。ただし、受託機関が業務上の支障があるとして、当該試験研究の成果の一部を公表しないよう求めたときは、両者協議の上、受託機関の利害に係る部分について公表しないことができる。

2 生研センターは、受託機関等に対し、必要に応じ、当該試験研究の成果を発表させることができる。

3 受託機関等は、前項の規定により当該試験研究の成果を公表する場合は、委託事業による成果である旨を明示するものとする。

(帳簿等)

第18条 受託機関は、採択課題等に係る試験研究費について、帳簿を備え、これに収入及び支出の額を記載するとともに、当該帳簿及びその支出の内容を証する書類について、当該試験研究の終了した事業年度の翌事業年度初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(調査及び報告)

第19条 生研センターは、事業の公正かつ効率的な実施を図るため、必要に応じ受託機関等に対し、調査をし、又は報告を求めることができる。

(農研機構に所属する研究者の実施する試験研究の取扱い)

第20条 農研機構に所属する職員が、事業に試験研究課題等を応募し、又は採択課題等に係る試験研究を実施するときは、第7条から第15条まで及び第17条から前条までの規定に準じて取り扱うものとする。

2 農研機構に所属する職員の発明に係る知的財産権等の取扱いについては、別にこれを定める。

(雑則)

第21条 この規程に定めるもののほか、農研機構が実施する基礎的研究業務における事業に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成16.4.1 規程第73-1号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18.4.1 規程第73-2号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20.4.1 規程第73-3号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20.10.1 規程第73-4号）

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成26.3.26 規程第73-5号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27.4.1 27-3規程第73-6号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。